時事新報

明治廿八年十一月三十日土曜日
舊曆乙未十月十四日(辛、巳)
(西曆一千八百九十五年)
日出午前六時三十二分
日入午後四時二十七分
月出午後三時四十四分
月入午前三時四十六分
滿潮午後四時二分
年始より三百三十四日
年末まで三十一日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には本號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六十錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末一切休刊せず)

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日迄	七日以上
一行	二十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの少からず偶ま時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社へ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に寄したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

私設鐵道の便利

官設鐵道の不便は前に述べたる如くにして一般に堪へざる所なれば是非とも改良の工風なきを得ず或は收益金を利用して擴張を謀るが如きは會計法の許さゞる所なりとするも議會に問ふて別に擴張費を議決せしめたらば差支なきとならん速に實行す可しとの說もあらんなれ共年來の經驗に徵すれば議會は經營鐵道の一點に就ても[illegible]只管節減を事とする其眼中には事業費も政事費も一切差別、政府の提出案とあれば實際の必要と否とに拘はらず十把一束にからげ去り其費額を減ずるの[illegible]く[illegible]の不[illegible]あり其不便を去るには斯く／＼の改良法を施さゞる可らずと說明するも容易に耳に入らざるとならん聞く所に據れば政府にては過般戰爭中の大輸送に付き東海道線に複線の必要を感じて今度の議會に費用を要求するの議ありと云ふ一般社會の便不便には痛痒相關せざる國會議員の輩も軍事上の必要とあれば此時節柄直に同意を表して案外に行れ恰も軍事の付合の爲めに改良の効を奏して一般の便利を得るが如き結果もあらんかなれども夫れとても實際には當にならざるのみか政府の營業にては假令ひ單線が複線となり又車輛の數が增したりとて其處が官業の官業たる所以にして痒き處に手の屆かざるの遺憾を存し一般の不便は矢張り免れざる可し或人の言に官設鐵道の苦情は荷物の澁滯と時間の延引とのみに止まらず其役員の如きも自から官海の本色を現はして乘客に對するには例の御威光を弄びて傲慢を極め事務を執るには却て隔靴の憾なきにあらず其中にも私設鐵道との接續點に當る停車場、例へば山陽鐵道に接する神戶驛又は關西鐵道に接する草津驛及び名古屋驛の如きは私設鐵道に直接して何人の目にも官私の相違を認めざるはなし思ふに官線の役員とても特に不親切不勉強の者を選びたる次第には非ざる可きに然るに其評判の宜しからざるは何故なりやと云ふに官設の仕組にては如何なる小輩に至るまでも官吏同樣、一定の法律に支配せられて大に勉めたりとて特に褒めらるゝに非ず惰けたりとて叱らるゝにも非ず現に收益の多きにも拘はらず何年一回の昇級もなか／＼容易ならずして私設會社に於けるが如き競爭勵勉の氣風は決して見る可らず乘客に對して官風を吹かせ益なき事にも何か手數を云々して人を困らせ以て自から慰るが如き有樣なれば其不評判も敢て無理ならず畢竟官業に免れざる弊風にして今の政府の手にて鐵道の營業などは到底思ひ寄らざる次第なれば一般の便利の爲めには民間に讓渡して私に營業せしむるこそ寧ろ得策なれ官線の不便は人の罪に非ずして官業と名くる性質の然らしむる所なれば其性質さへ一變せしむるときは不便は直に去るを得べし即ち役員の如きも大に變更するに及ばず今の局長を社長と爲し技監を技師長と爲し他の役員とても役名を改むるのみにて其儘に留任せしめ只實際の所有權を民間の株主に移すまでのことなれば甚だ容易にして直に行はる可し或は民業は收益を目的として株主の利を謀るものなれば實際に擴張の計畫も如何などと掛念するものもあらんかなれども今の官設鐵道は世間の發達進步に伴ふこと能はずして一般に不便を感ぜしむるものなれば擴張すれば擴張するほど乘客荷物もます／＼增加してます／＼收益の豐なるは請合なり營利を目的の會社にして誰れか躊躇するものあらんや一旦私設の性質に改むるときは擴張の手段は直に行はれて一般の便利は勿論、軍事上の必要の如きも同時に目的を達す可し我輩の能く保證する所にして實も鐵道は私有なる可し官線賣渡の斷行、目下の急要なりと云ふ可し

官報

○勅令

朕臺灣若クハ澎湖嶋沿岸航行ノ艦船艇乘員航海加俸給與ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十八年十一月二十八日

內閣總理大臣　侯爵伊藤博文
海軍大臣　侯爵西鄕從道

勅令第百六十號

臺灣軍人隊令ニ依リ臺灣嶋若クハ澎湖嶋沿岸航行ノ艦船艇乘員ニ航海加俸ハ同令第四表及第五表ノ加俸日當額ニ同表ノ加俸日當加給額[illegible]
第一欄ノ額ヲ併セタルモノトス
本令ハ明治二十八年十二月一日ヨリ施行ス

朕臺灣及澎湖嶋駐在海軍軍人軍屬給與規則ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十八年十一月二十八日

海軍大臣　侯爵西鄕從道

勅令第百六十一號

臺灣嶋及澎湖嶋駐在海軍軍人軍屬給與規則

第一條　臺灣嶋及澎湖嶋ニ駐在スル軍人軍屬ノ給與ハ本規則ニ依ル但本規則ニ明文ナキモノハ現行ノ諸條規ヲ適用ス
第二條　本規則ニ於テ俸給ト稱スルハ海軍軍人俸給令第一條及第二條ノ俸給若クハ同令第五條ノ加俸ヲ加算シタルモノ幷ニ一般ノ文官俸給ヲ云フ
第三條　駐在地到着ノ日ヨリ該地出發ノ日マテ准士官以上候補生及文官ニハ俸給五分ノ一、下士以下ニハ俸給四分ノ一ヲ增給ス
第四條　駐在員ニシテ嶋外ヘ出張シ又ハ疾病ニ罹リ臺灣嶋若クハ澎湖嶋內ニ於テ治療ヲ受クル間ハ增給ヲ減スルコトナシ
臺灣嶋若クハ澎湖嶋內ニ於テ治療ヲ受クル間ハ前項ヲ準用ス
第五條　駐在地ニ出發スル准士官以上及候補生ニハ俸給ノ三十日分、文官ニハ俸給ノ一箇月分ヲ手當トシテ給ス出發ノ際手當ヲ受ケザル者駐在地ニ於テ准士官ニ昇進シタルトキ亦同シ但一箇年以內ニ在テ數回往復スルモ再給セス
外國旅費規則ニ依リ支度料ヲ受ケタル者一箇年以內ニ在テ其ノ派遣地ヨリ直ニ赴任スルトキハ手當金給與ノ限ニアラス
第六條　軍人軍屬ニハ海軍糧食條例第一條ノ規程ニ拘ラス糧食ヲ給ス但時宜ニ依リ現金ヲ以テ食料ヲ給スルコトヲ得其人金額ハ海軍大臣之ヲ定ム
第七條　下士卒ニ交付スル被服物品ハ海軍被服條例第一表ノ定數又ハ同條例第二表ノ交換期限ヲ變更若クハ増補スルコトヲ得
第八條　軍人軍屬ニハ必要ニ應シ適宜ノ被服物品ヲ給與若クハ貸與スルコトヲ得軍人軍屬外ノ者亦同シ
第九條　駐在員ニシテ臺灣嶋及澎湖嶋內ヲ旅行スルトキ旅費ハ實費辨償トス
軍艦乘員ニシテ[illegible]嶋內ヲ旅行スルトキハ前項ヲ準用ス
軍人軍屬外ノ者ト雖モ軍務ノ必要ニ依リ旅行スルトキハ前項ニ依ル
第十條　下士卒ニ交付スル被服物品ハ[illegible]
文官ニシテ臨官若クハ退官ノ者命令ヲ受領ノ日ヨリ二週間以內ニ其ノ所在地ヲ出發歸鄕スルトキハ[illegible]旅費ヲ給ス但自己ノ便宜又ハ刑事裁判及懲戒處分ニ由リ退官ノ者ハ此ノ限ニアラス
前項ノ旅費ハ本人出發ノ際精算ノ上支給スルコトヲ得
第十一條　軍人軍屬傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ治療費ハ總テ官給トス軍人軍屬外ノ者ト雖臨時宜ニ依リ官給スルコトヲ得
第十二條　准士官以上候補生及文官ニハ宿舍ヲ貸與ス但時宜ニ依リ宿舍料ヲ給スルコトヲ得
宿舍料ノ金額ハ海軍大臣之ヲ定ム
第十三條　軍人軍屬ニ要スル筆紙墨文具等ハ總テ現品ヲ以テ給與若クハ貸與ス軍人軍屬外ノ者ト雖給與若クハ貸與ノ必要アルトキ亦同シ
第十四條　軍人軍屬駐在中ハ其ノ俸給三分ノ二以內ヲ其ノ家族ニ交付スルコトヲ得
第十五條　駐在スル軍員其ノ他諸役者ノ給與ハ本規則ニ準シ海軍大臣之ヲ定ム
第十六條　駐在員ニアラサルモ臺灣嶋若クハ澎湖嶋ニ往復スル軍人軍屬ノ給與ハ本規則ヲ適用ス
第十七條　本規則ニ依ル給與ノ停止、減額及本規則ノ施行細則ハ海軍大臣之ヲ定ム

附則

第十八條　本規則ハ旅順口駐在軍[illegible]ニモ適用ス但旅費ハ內地[illegible]出發ノ日ヨリ歸着ノ日マデ實費ヲ給ス
第十九條　本規則ハ明治二十八年十二月一日ヨリ施行ス

○閣令

閣令第六號

明治二十五年閣令第六號第一項ヲ左ノ通改定ス
九月十一日ヨリ十月三十一日迄　午前八時ヨリ午後四時ニ至ル
十一月一日ヨリ翌年二月末日迄　午前九時ヨリ午後四時ニ至ル
三月一日ヨリ七月十日迄　午前八時ヨリ午後四時ニ至ル
七月十一日ヨリ九月十日迄　午前八時ヨリ午後十二時ニ至ル
但土曜日ハ[illegible]

明治二十八年十一月二十九日

內閣總理大臣　侯爵伊藤博文

閣令第六號[illegible]
[illegible]明治二十五年十一月二十二日抄錄

○省令

陸軍省令第二十[illegible]
明治二十七年陸[illegible]ヲ廢止ス
明治二十八[illegible]

陸軍省令第二十九號[illegible]
明治二十七年(九月[illegible])[illegible]ニ關スル事項[illegible]

海軍省令第六號
明治二十七年海[illegible]ヲ廢止ス
明治二十八[illegible]

海軍省令第[illegible]號[illegible]
明治二十七年(九月[illegible])[illegible]
軍[illegible]ニ關スル事項[illegible]

○告示

大藏省告示第九[illegible]
一軍事公債額面[illegible]
但發行價格[illegible]
右明治二十八年大藏[illegible]
明治二十八[illegible]

大藏省告示第九十八[illegible]
大藏省令第三號[illegible]
明治二十七年法律[illegible]
債條例第六條第二[illegible]
償還金ヲ發行ス
此公債剩子ハ[illegible]
此公債償還利子[illegible]
條例ノ規定ニ[illegible]

陸軍省告示第二[illegible]
明治二十九年ニ[illegible]
官費ヲ以テ服役[illegible]
明治二十八[illegible]

師團	近	三
兵種		
步兵		
騎兵		
野戰砲兵		
要塞砲兵		
工兵		
輜重兵		
計		四

一　第六師團定員[illegible]
(ヘキ者各一名[illegible])

各官廳執務時間[illegible]
四月二十日ヨリ[illegible]
七月十一日ヨリ[illegible]
九月十一日ヨリ[illegible]
但土曜日[illegible]

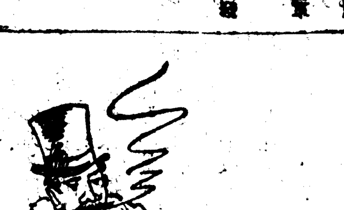

○貸[illegible]